



労働力調査にご協力ください

☎ まちづくり課 ☎ 932-1153 (ダイヤルイン)
☎ 932-1151 (内線342)

総務省統計局と福岡県で、労働力調査を実施します。調査対象に選ばれた世帯に調査員が伺った際は、調査へのご協力をお願いいたします。

- ▶ **労働力調査とは**
国の雇用の実態や失業率を明らかにする大変重要な統計調査で、政府や都道府県の雇用対策・景気判断のために不可欠な資料として活用されています。
- ▶ **調査期間** 令和3年11月～令和4年3月
- ▶ **対象地域** 一番田区の一部
- ☎ 福岡県企画・地域振興部 調査統計課
☎ 651-1111



須恵町国民健康保険からのお知らせ 交通事故などの第三者による行為でケガや病気をしたときは届出を

☎ 住民課 国保年金係 ☎ 932-1467 (ダイヤルイン) ☎ 932-1151 (内線117)

第三者(自分以外の人)の行為によりケガや病気をした場合で国民健康保険被保険者証を使用して治療を受けようとするときは「第三者行為による傷病届」などの提出が必要です。

第三者行為の事例

- 交通事故
- 不当な暴力や傷害行為を受けケガをした場合
- 他人の飼い犬やペットなどによりケガをした場合
- 飲食店で食中毒になった場合 など

※業務上や通勤途中の第三者行為による病気やケガについては「労災保険」で医療を受けることになります。

なぜ届け出るの？

第三者行為の被害者になったとき、その治療に必要な医療費は、原則として加害者が支払う損害賠償金の中から支払われるべきものです。このため、医療費は全額加害者負担にし、その都度かかった医療費を支払ってもらうのが一番良い方法です。

ところが、良心的な加害者ばかりいるわけではありませんし、加害者に支払い能力がないこともあります。自費診療では窓口負担が高額になり、さしあたっての病院への支払いも大変です。



70歳到達予定者および後期高齢者のための 医療制度説明会のお知らせ

☎ 住民課 ☎ 932-1467 (ダイヤルイン)
☎ 932-1151 (内線116)

70歳到達予定者のための医療制度説明会および後期高齢者医療制度説明会を次のとおり行います。

- ▶ **日 時** 11月25日(木)
70歳到達予定者のための医療制度説明会 10時～
後期高齢者医療説明会 11時～
- ▶ **場 所** 保健センター 2階会議室(役場庁舎内)
- ▶ **対象者**
70歳到達予定者のための医療制度説明会
(国民健康保険加入者のみ)
昭和26年11月2日～昭和26年12月1日生まれの人
後期高齢者医療説明会
昭和21年12月1日～昭和21年12月31日生まれの人

そこで、被害者救済の観点から必要な治療費は国民健康保険が一時立て替えてよいことになっています。つまり、被害者となった人は、国民健康保険で治療を受けることができます。

そうして、被害者が国民健康保険で治療を受けた場合、もともと加害者が負担すべき医療費を国民健康保険が立て替えていることになりますので、後日加害者にその立て替え分を請求することになります。

示談は慎重に！

被害者と加害者の話し合いにより示談が成立してしまうと、その示談の内容が優先されるために、国民健康保険で立て替えた医療費を加害者に請求できなくなり、立て替えた医療費を被保険者(被害者)に請求することがあります。

このため、示談を行おうとする場合は前もって保険者(須恵町)に示談内容を申し出て、相手側に白紙委任状を渡さないようにしてください。

まずは連絡を！

第三者行為の届出に必要な書類は多数あります。書類については役場に用意していますので、まずは連絡をお願いします。

消費生活

110番

インターネット通販トラブル 「正規の通販サイトと思って 購入したのに…」

新型コロナウイルスの影響により、ネット通販を利用する機会が増えました。このような「巣ごもり消費」と言われる生活様式の変化に伴って、消費生活センターに寄せられるネット通販でのトラブルに関する相談が急増しています。

相談事例

事例1
掃除機が欲しくて家電量販店のホームページを見ていたら、ある有名な電メーカAのものと思われる販売サイトの広告が表示されたのでアクセスした。Aの掃除機が相場よりかなり安価だったので注文し、クレジット払いにした。

あとで届いた承諾メールに記載された差出人名が、Aの名称と似ていたが異なっていた。
確認のため、販売サイトにアクセスしようとしたが、消えてしまったらしく見つからない。
後日、掃除機ではなくマフラーが届いた。

事例2

スマートフォンで大手通信会社のニュースを見ていたら、人気メーカーB社のトレーニング器具があった。通常3万円ほどの商品が、8千円台だった。安すぎるかと不安になったが、大手通信会社に掲載されたのでB社の広告と思い込み、申し込んだ。代引きで受け取り開封すると、B社の商品ではなかった。

正規のEC (electronic commerce: 電子商取引) サイトの商号やデザイン、商品写真などを無断でコピーしたサイトが作られ、代金支払い後、購入者に商品が届かない、海外から偽ブランド品や注文したものとは全く異なる商品が送られてきたなどの相談が多く寄せられています。
「なりすましECサイト」は、一見しただけでは見分けがつかないこともあります。思わぬトラブルに巻き込まれないように。

まれないように、次の〈アドバイス〉を参考に、少しでも不安を感じた場合は購入を控えてください。

アドバイス

- ① 一般に流通している価格よりも極端に値引きされている場合は注意が必要です。
模倣品または商品が届かないなどのトラブルに巻き込まれる可能性があります。
- ② 事業者情報(名称、所在地、連絡先)が表記されているか、不審な点(1)サイトURL上のブランド名(英語表記)に余計なアルファベットが入っている(2)所在地をインターネットで検索したら田畑、個人宅などになっている(3)電話をかけたらずび出し音が鳴らないなど)がないか確認しましょう。
- ③ 日本語の表現が不自然(日本語の字体・文章表現がおかしい)な場合は、注意しましょう。
注文後に届いたメールもよく確認しましょう。
- ④ 支払い方法が銀行振込のみで、口座名義が「個人名」の場合は確認しましょう。
支払ってしまうとお金を取り戻すことは困難です。

消費生活相談のお知らせ

かすや中南部

広域消費生活センター

▼開設日

月曜～金曜

(祝日・年末年始は休み)

▼相談時間 10時～15時30分

▼場所

志免町地域安全安心センター2階

(志免町志免中央1の10の10)

▼問い合わせ先

☎ 936・1594

FAX 936・1610

※相談の際は電話でご連絡ください。

